

請願第1号

「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する意見書を国に提出することを求める請願書

(請願の趣旨)

我が国では腎疾患(腎臓病)患者は1,300万人を超えと言われていています。腎臓病は「沈黙の病」ともいわれ、早期発見が大変難しい病気であり、いったん発症すると、長期にわたり根気強い治療が必要となります。また、腎臓病は重症化しやすく、末期腎不全まで至ると生命を維持するために人工透析治療を続けるか、腎臓移植をするしか方法はありません。

そのような腎臓病患者を一人でも少なくし、国民が健康な毎を送るためには、腎臓病を発症してからの対策、医療ではなく、発症を予防するための施策が重要です。また、腎臓病を発症したとしても、医療と施策によりその重症化をとどめることが必要です。

近年、糖尿病の合併症として腎不全を発症する患者が増加していますが、腎臓病はもちろん、糖尿病も決して生活習慣だけから発症する病気ではありません。発症の原因を、患者個人の責任にするだけでは腎臓病患者はなくなりません。広く国民的課題として、国を挙げた取り組みが必要です。

また、腎臓病患者の高齢化が著しく、通院をはじめ療養生活に課題が山積しています。これは高齢化社会であるわが国において、すべての高齢者にも共通する問題です。患者がより良い生活を送れる社会の実現は、国民が安心して充実した毎を送れる社会の実現にもつながります。

全国腎臓病協議会では、腎疾患分野における保健・医療・福祉の一体的な対策である「腎疾患総合対策」が早期に確立されることを願って、日々の活動に取り組んでいます。その結果、慢性腎臓病(CKD)の重症化を防ぐための施策をはじめ腎疾患対策の予算化などが実現しています。しかし、十分かつ有効な「腎疾患総合対策」が実現しているとはまだまだ言えません。「腎疾患総合対策」が確立し、国民が腎疾患から守られる日が早く達成されるように強く要望します。

以上の趣旨から、貴市議会に以下の請願事項について、地方自治法第99条の規定に基づき政府に意見書を提出して頂きますよう請願いたします。

(請願事項)

- 1 腎臓病の早期発見と重症化予防に向けた総合的な対策が進むように努めて頂くこと。
- 2 腎臓病患者が必要な介護支援を受けられる介護保険制度になるよう検討して頂くこと。
- 3 透析患者で通院困難な患者の通院を保障する体制と必要な時に入所・入居できる施設を公的に整備するように努めて頂くこと。
- 4 広域で大災害が発生しても人工透析治療を受けることが出来るよう、国、地方自治体が連携した災害対策への取り組みに努めて頂くこと。
- 5 腎移植の推進及び再生医療の研究が進むように努めて頂くこと。

平成31年2月1日

紹介議員

乾 紳一郎

植田 和子

徳増 記代子

請願者



流山市議会議長 秋間 高義 様